

住所・事務所・事業場の変更 記載例

様式第十一号（第十条の十関係）

申請日は空欄で持参してください。

産業廃棄物処理業 廃止・変更届出書

年 月 日

盛岡市長 ○○ ○○ 様

行政書士等が作成する際、第1面には代表者印不要。また、委任状（申請者の押印必要）を添付してください。

法人の場合は、法人登記事項証明書どおりに記入してください。  
 個人の場合は住民票どおりに記入してください。  
 ※個人の場合で屋号の使用を希望する方は括弧書きで記載してください。  
 例：盛岡 一郎（屋号：盛岡一郎商店）

届出者

〒 1 2 3 - 4 5 6 7  
 住 所 岩手県盛岡市内丸12番2号  
 氏 名 株式会社モリオカ  
 代表取締役 盛岡 一郎  
 （法人にあつては、名称および代表者の氏名）  
 電話番号 12-3456-7890  
 FAX番号 12-3456-0987  
 上記代理人 岩手行政書士事務所  
 行政書士 岩手 太郎  
 住 所 岩手県盛岡市内丸11番1  
 電話番号 11-2222-3333  
 FAX番号 11-2222-3334



交付されている盛岡市の許可証のとおりに入力してください。

年 月 日付け第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の

事項について した 本店と事務所が同じ場所の場合は、併せて事務所の変更届出書を出します。  
 同法第7条の2第3項の 関係する法律第14条の2第3項において準用する届出書が必要です。

廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	本店所在地及び事務所の変更 岩手県盛岡市内丸12番2号 （岩手県盛岡市盛岡町4321番65、87番90） （詳細は別紙（新旧対照表）のとおり	旧 本店所在地及び事務所の変更 岩手県盛岡市肴町2番29号 （岩手県盛岡市盛岡町1234番56、78番90）
--	---	---

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）	法定代理人	変更
（変更内容）『住居表示』で記載。地番が異なる場合は下に（ ）書きしてください。	「地割」、「番地」、「号」等は省略しないでください。	

（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

（ふりがな） 名 称	生 年 月 日	本 籍
	役職・呼称	住 所

廃止又は変更の理由

備考  
 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。  
 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

住所・事務所・事業場の変更 記載例

(日本産業規格 A列4番)

住所・事務所・事業場新旧対照表

住所は法人の履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）の住所の表記どおりに記入すること。

① 住所の変更 (  有り  無し )

変更後の住所	変更前の住所
岩手県盛岡市内丸12番2号	岩手県盛岡市肴町2番29号

② 事務所 (※1) の変更 (  有り  無し )

番号	事務所の所在地	区分		
		新規	継続	廃止
1	岩手県盛岡市肴町2番29号			○
2	岩手県盛岡市内丸12番2号 (岩手県盛岡市盛岡町4321番65, 87番90)	○		
3	岩手県紫波郡矢巾町矢巾1234番1		○	
4	岩手県花巻市花巻町3番1号 (岩手県花巻市花巻町5番5号)		○	
5				
6	事務所 <small>の所在地は、住居表示で記入すること。(地番が異なる場合は括弧書きで地番を記入すること。)</small>			
7				

③ 事業場 (※2) の変更 (  有り  無し )

番号	事業場の所在地	区分		
		新規	継続	廃止
1				
2				
3				
4				
5	記載例は「本店が事務所を兼ねていて、事業場は兼ねていない（本店に収集運搬車両の駐車場がない）場合で、本店が移転したケース」のものになります。本店が事業場も兼ねている（本店に収集運搬車両の駐車場がある）場合は、③についても記入が必要です。			
6				
7				

- (備考) 1 ①～③のうち変更がない項目については、変更無しにチェックしてください。変更がない項目については、所在地等の内容は記入不要です。
- 2 ②, ③のそれぞれの項目において、1つでも変更がある場合は、その項目の全ての事務所・事業場（変更しない事務所等は継続に○を記入すること。）について記入してください。
- 3 本店が事務所や事業場を兼ねている場合で、本店の移転に伴い事務所や事業場も変更する場合は、事務所や事業場についても併せて記入が必要です。

## 住所・事務所・事業場の変更 記載例

- 4 欄が不足する場合は、別表を独自に用意しても差し支えありません。

- ※1 事務所とは、廃棄物処理法に係る事務を行う場所です。
- ※2 事業場とは、次の場所です。
- ・ 収集運搬業の場合 収集運搬車両の駐車場・積替保管場所
  - ・ 処分業の場合 処理施設の所在地・移動式処理施設の駐機場